

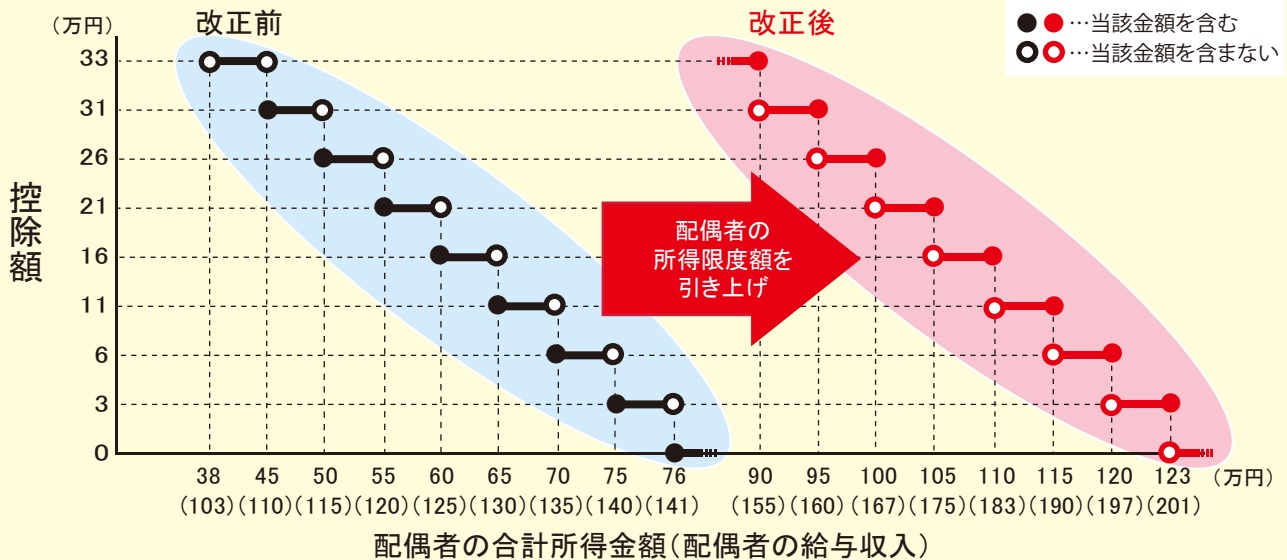
平成31年度個人住民税(平成30年分所得税)からの改正点

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の配偶者の所得限度額を引き上げ

働きたい人が就業調整を意識しなくて済むように、配偶者特別控除を適用できる配偶者の所得限度額が引き上げられました。

(例)納税者本人の合計所得金額が、900万円以下(給与収入1,120万円以下)の場合



納税者本人の所得制限

配偶者控除・配偶者特別控除を受ける納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円を超える場合は以下のとおり控除額が逡減・消滅する仕組みになりました。

配偶者控除の控除額

改正前	配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税者本人の合計所得金額 制限なし	改正後	配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税者本人の合計所得金額		
					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般の配偶者	33万円		一般の配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人の配偶者(※)	38万円		老人の配偶者(※)	38万円	26万円	13万円

※その年12月31日現在の年齢が70歳以上の人

配偶者特別控除の控除額

改正前	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額 1,000万円以下	改正後	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	38万円超 45万円未満	33万円		38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	45万円以上50万円未満	31万円		90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	50万円以上55万円未満	26万円		95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
	55万円以上60万円未満	21万円		100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
	60万円以上65万円未満	16万円		105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
	65万円以上70万円未満	11万円		110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
	70万円以上75万円未満	6万円		115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
	75万円以上76万円未満	3万円		120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
	76万円以上	0円		123万円超	0円	0円	0円

合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。